



【連兵 26-135】  
2026年2月20日

兵庫県経営者協会  
会長 成松 郁廣 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会  
会 長 那 須 健  
( 公 印 省 略 )

## 2026春季生活闘争に関する要請文

拝啓 貴職におかれましては、地域経済の発展と産業振興に多大なるご尽力を賜り、深く敬意を表します。

私たち連合兵庫は、2026春季生活闘争にあたり、地域における賃金引上げの着実な実現に向けて、下記の点について貴団体としてのご理解とご協力を賜りたく、要請申し上げます。

敬具

### 1. 労務費の適切な価格転嫁の促進について

2023年11月に公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転換のための価格交渉に関する指針」にもとづき、労務費の取引価格への反映に取り組まれています。その認知度は59.6%（令和7年度公正取引委員会調査）に留まっており道半ばであり、特に中小企業において、賃上げ原資の確保が困難な状況が続いております。

つきましては、会員企業に対し、労務費を必要不可欠な経営コストとして明確に位置付けること、価格交渉の適正化と労務費相当分の着実な反映、多重下請け構造における価格転嫁の連鎖的実施について、一層の指導・支援をお願い申し上げます。

### 2. パートナiership構築宣言の実効性向上について

同宣言は適正取引の推進と賃上げ実現の基盤となる枠組みですが、実施内容の浸透やフォローアップが十分とはいえない状況があります。

貴団体におかれましては、宣言の普及拡大、実施状況の定期的確認、取引適正化に向けた啓発・研修の強化を進めていただき、地域における公正な取引環境の定着にご協力をお願い申し上げます。

### 3. 中小・小規模事業者の賃上げ促進に向けた環境整備について

2026春季生活闘争では、日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せることを目標としており、賃上げの波及には中小・小規模事業者の取り組みが不可欠です。

2026年1月1日には、旧下請法が改正された「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行され、規則が強化されました。法改正の趣旨を踏まえ、取引の適正化を図り、適正取引と価格転嫁による賃上げ原資の確保、労働力確保・定着の観点からの賃上げの必要性の共有について、貴団体としての積極的な働きかけをお願い申し上げます。

結びに、賃上げは地域経済の持続的発展に不可欠であり、労使が相互に協力しながら環境整備を進めていくことが求められています。

貴団体におかれましては、上記趣旨をご理解のうえ、会員企業への周知・対応に格段のご配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以 上